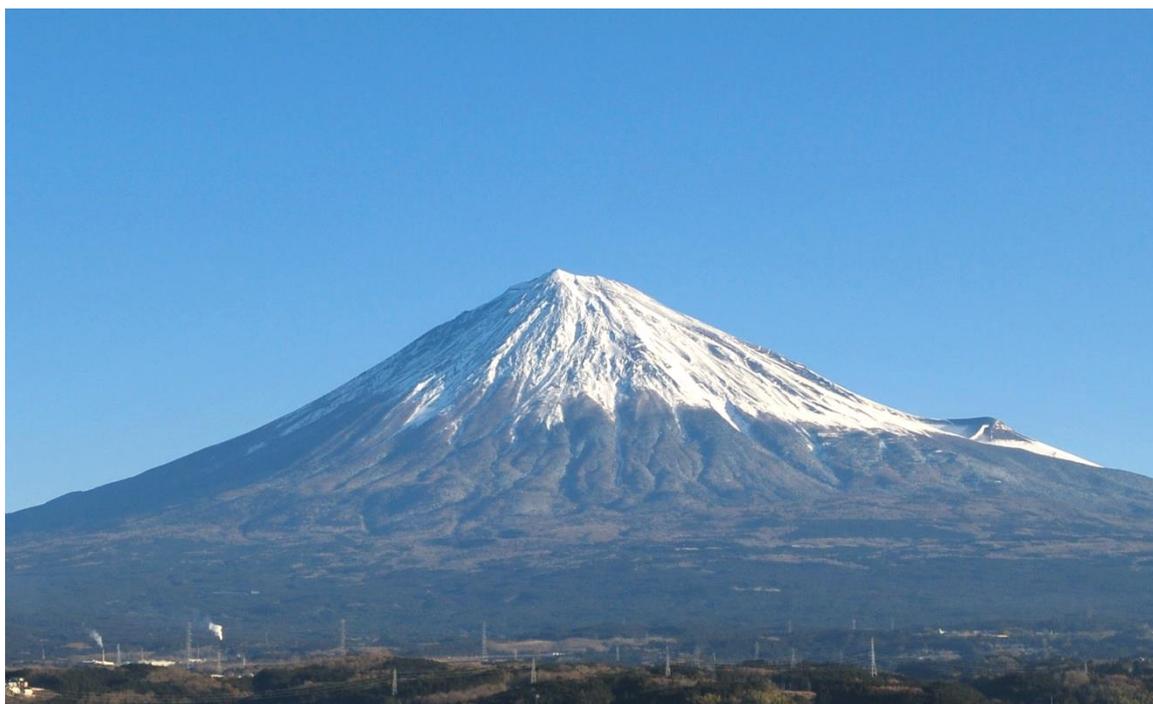


富士宮市富士山火山避難計画



平成28年6月策定

平成31年1月改訂

令和4年3月改訂

令和6年3月改訂

富士宮市

富士宮市富士山火山避難計画策定に当たって

富士宮市のシンボルである富士山は、日本の象徴であり世界遺産であると同時に過去から幾度の噴火を繰り返し、現在でも活動を続ける活火山でもあります。最後の噴火は、1707年（宝永4年）であり、その後300年以上噴火活動は見られませんが、将来においても噴火する可能性がまったくないという訳ではありません。特に東日本大震災以降は、火山専門家等から、噴火の可能性について様々な指摘がなされています。

このため、噴火に備え、国、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村では、合同で「富士山火山防災対策協議会」を設立し、平成27年3月に「富士山火山広域避難計画」を策定しました。

私たちが住む富士宮市は、富士山のお膝元に位置し、豊かな自然、きれいな水、美しい景観など、様々な恩恵を富士山から受けてきましたが、噴火による被害もまた、大きなものになると予想されます。このため、富士宮市では、「富士山火山広域避難計画」の内容を踏まえ、その富士宮市版ともいえる「富士宮市富士山火山避難計画」を策定しました。

この計画では、不測の事態に際し、市民の皆様、登山客等の生命を守ることを第一義に考え、噴火に伴う溶岩流、火砕流、噴石、融雪型火山泥流等からの避難方法、避難場所等を具体的に定めています。被害状況は、噴火規模、季節、当日の天候・風向き等に大きく影響されるため一定ではありませんが、市民の皆様におかれましては、まずは、この計画をご理解いただくとともに、万一の際には、この計画に基づく迅速な避難をお願いするものです。

平成28年6月

富士宮市長 須藤 秀忠



目次

第1章 総則

第1節 計画の基本的事項	2
第2節 避難対象エリアと噴火警戒レベル	5
第3節 噴火シナリオ	8
第4節 溶岩流流下パターン	9

第2章 事前対策

第1節 防災体制	12
第2節 避難のための事前対策	12
第3節 情報収集・伝達体制	15
第4節 医療機関・福祉介護施設の避難行動要支援者等への避難支援	19
第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援	19
第6節 児童関連施設及び学校施設の避難対策	19
第7節 観光客・登山者等への避難支援	20
第8節 入山規制	21
第9節 避難促進施設	21
第10節 防災啓発と訓練	22

第3章 避難対策

第1節 噴火現象別の避難の基本的な考え方	23
第2節 噴火前の自主的な分散避難	24
第3節 避難指示の発令	24
第4節 避難場所等の開設及び避難誘導	27
第5節 避難手段及び避難経路の設定	30
第6節 災害対策基本法に基づく警戒区域	30
第7節 避難路等の堆積物の除去	31
第8節 広域避難	33

第4章 避難後の対応

第1節 避難場所等の管理・運営	34
第2節 避難場所等の移転	34
第3節 避難の長期化に備えた対策	34
第4節 警戒区域、避難指示の解除等	36

令和6年3月改訂に当たって

富士山は、1707年（宝永4年）の噴火後、300年以上噴火活動は見られないが、平成12年10月から平成13年5月にかけて低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたことをきっかけに議論されるようになり、噴火の影響範囲が広域にわたることから、平成13年7月に内閣府防災担当の主導により富士山火山防災協議会が発足し、検討が始まった。

同協議会において平成16年6月に富士山ハザードマップが作成されたほか、ハザードマップで予想される災害に対して予防・応急対策から復旧・復興対策まで各地方自治体レベルを超えた広域的な災害対策の検討を行い、平成17年7月に、各対策の基本方針を「富士山火山広域防災検討会報告書」として取りまとめた。

その後、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が平成24年6月8日に設置され、平成28年3月24日に活動火山対策特別措置法の改正（平成27年12月10日施行）に伴い、協議会を法定協議会に改組した。

協議会では、平成26年2月に「富士山火山広域避難計画」（以下「広域避難計画」という。）を取りまとめたが、平成16年に富士山ハザードマップが作成されて以降、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関し被害想定を見直す必要性が高まったことから、ハザードマップを改定することを決定し、令和3年3月に新たな富士山ハザードマップ（改定版）を公表した。

改定版ハザードマップでは、溶岩流が市街地に到達する予想時間が短くなったほか、被害想定区域が拡大したことから、避難対象者数が増加した。

新たな被害想定に対応するため、令和5年3月に広域避難計画を「富士山火山避難基本計画」（以下「基本計画」という。）と改称した上で、噴火現象の特性に応じた避難対策や、不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮するための基本となる避難方針をまとめたものとして改定した。

本市では、広域避難計画に基づき平成28年6月に「富士宮市富士山火山避難計画」（以下「市計画」という。）を策定した。その後、広域避難計画が見直されたことから平成31年1月に市計画を改訂し、令和3年5月に避難情報に関するガイドラインが改定されたことから令和4年3月に市計画の改訂を行った。

さらに、令和5年3月に協議会から新たな被害想定に対応した基本計画が公表されたことを受け、今般市計画を改訂するものである。

第1章 総則

第1節 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、平常時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本計画及び富士宮市地域防災計画に基づき、本市の特性を踏まえ、富士山火山災害からの市民等の避難対策の基本的な考え方を示したものである。

今後、新たな知見や課題が明らかになった場合には、必要に応じ、計画の修正や充実を図る。

3 不確実性を踏まえた避難体制

火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。

このため、本計画では最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難先を選定するに当たっては、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならないよう配慮する。

4 対象となる噴火現象

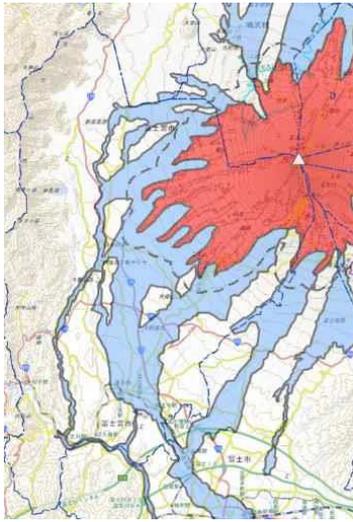
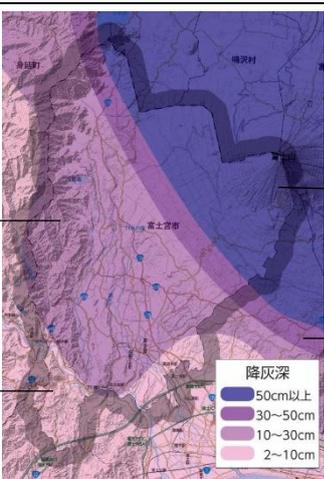
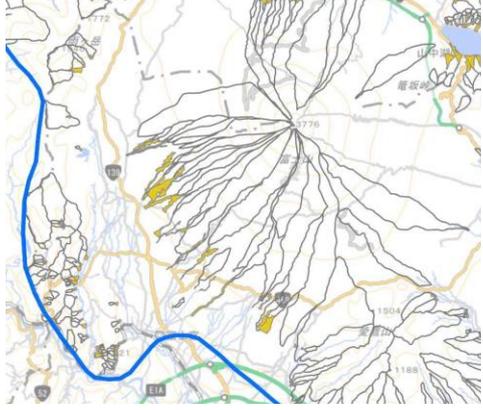
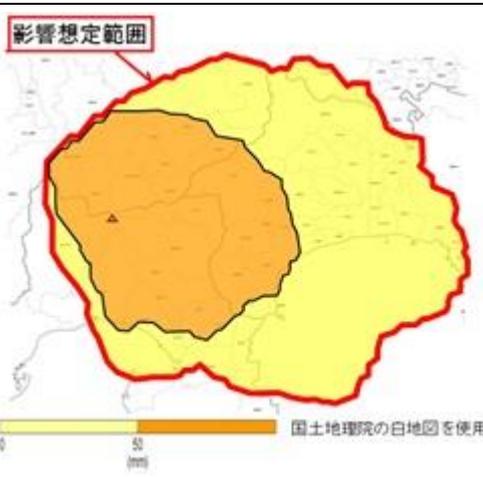
基本計画では、火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流及び小さな噴石について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と避難を要する範囲「避難対象エリア」をそれぞれ設定しているため、これらの現象全てについて本計画の対象とする。対象となる現象の特徴や想定影響範囲は表1のとおり。

一方で、岩屑なだれ（山体崩壊）や水蒸気爆発、火山ガス、空振、火山性地震（地殻変動）及び洪水氾濫については、基本計画で対象外としているため、本計画においても対象外とする。

また、同様に南海トラフ地震発生後に噴火するなどの複合災害についても対象外とする。

表1 <計画の対象となる噴火現象>

噴火現象	定義・特徴・危険性等	影響想定範囲
火口形成	<p>火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。</p> <p>噴火中の火口又はそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、ハザードマップで示された想定火口範囲のどこに火口ができるか事前に特定はできない。</p>	
大きな噴石	<p>大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒、注意すべき大きさの固形物のうち、概ね 20~30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。</p> <p>大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもある。</p>	
溶岩流	<p>溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、進路にある森林、田畑、建物等は埋没又は焼失する。流下速度や堆積する厚さは、マグマの物性や噴出率等によって大きく変化する。</p> <p>溶岩流は生命への危険性は高いものの、流下速度は比較的遅い。</p>	

<p>融雪型火山 泥流</p>	<p>融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速 60km を超えることもある）で流下する現象である。</p> <p>積雪がある時期（積雪期）に限り発生する現象だが、発生した場合避難までの時間的猶予はない。</p>	
<p>降灰</p>	<p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2mm 未満）を火山灰といい、降灰は、火山灰が地表に降下する現象である。</p> <p>降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立ち退く必要性は低いが、火山灰を吸い込むと呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>降灰の規模や継続時間は、気象条件によって大きく変化するため、予測は困難である。</p>	
<p>降灰後土石流</p>	<p>降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。</p> <p>降灰後だけでなく降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要である。</p>	
<p>小さな噴石</p>	<p>直径が数 cm 程度で風の影響を受けて遠方まで流されて降る固形物を小さな噴石という。火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径 10 cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険である。</p> <p>また、直径 10 cm を超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。</p>	

第2節 避難対象エリアと噴火警戒レベル

1 避難対象エリア

(1) 火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流

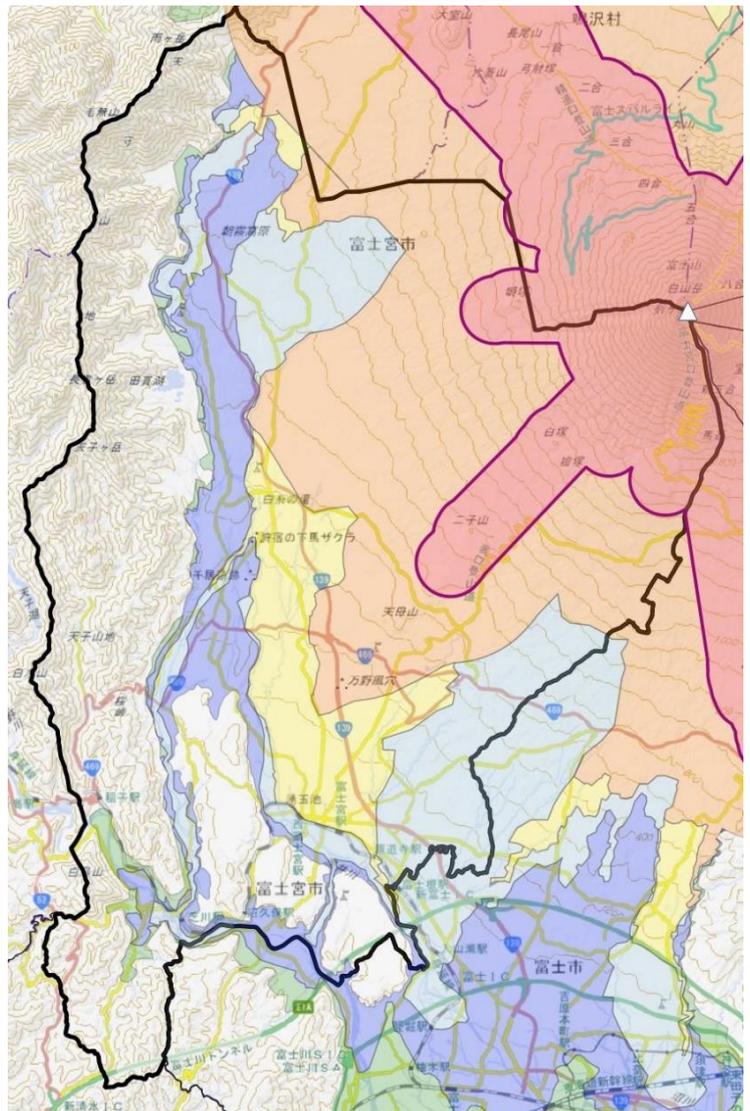
火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流（以下「溶岩流等」という。）の避難対象エリアは、火山現象からの避難が必要な範囲として基本計画で定義されたものであり、溶岩流等に対しては表2及び図1のとおり、第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの6つに区分している。

表2 <避難対象エリアの凡例>

避難対象エリア	噴火現象
第1次 避難対象エリア	想定火口範囲
第2次 避難対象エリア	火砕流、噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性がある範囲
第3次 避難対象エリア	溶岩流（1時間-3時間以内）到達範囲
第4次 避難対象エリア	溶岩流（3時間-24時間）到達範囲
第5次 避難対象エリア	溶岩流（24時間-7日間）到達範囲
第6次 避難対象エリア	溶岩流（7日間-約57日間）到達範囲

凡例	
	第1次避難対象エリア
	第2次避難対象エリア
	第3次避難対象エリア
	第4次避難対象エリア
	第5次避難対象エリア
	第6次避難対象エリア

図1 <溶岩流の避難対象エリア>

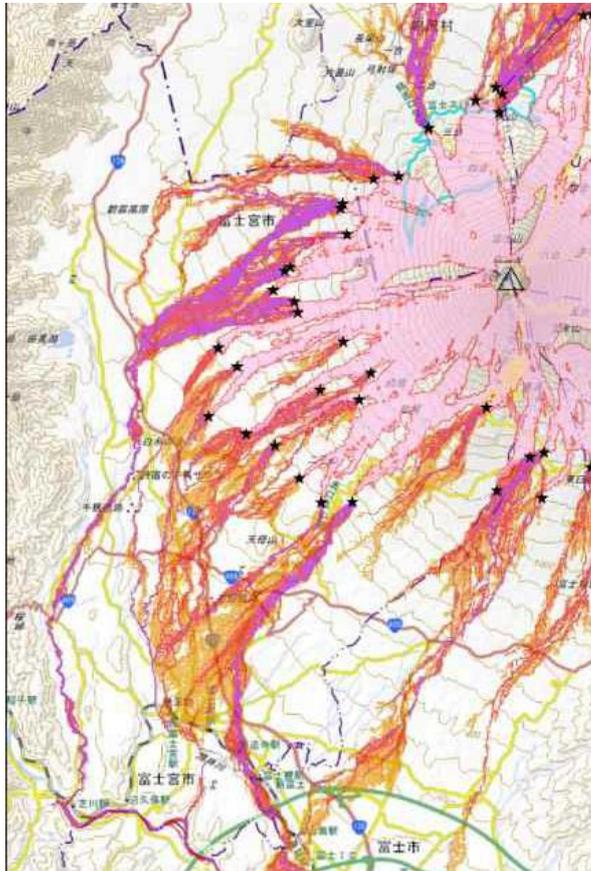


背景には地理院タイル（標準地図、色別標高図）を使用

(2) 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流の避難対象エリアは、ハザードマップの融雪型火山泥流可能性マップの影響想定範囲とする。このうち、基本計画の中でハザードマップの融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図(危険度区分)(図2参照)において、事前の避難が必要な区域とされているエリアを事前避難対象区域とする。

図2 <融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図(危険度区分)>



※ 積雪期は、火口の位置によっては、熱で雪が融け大量の水となり、高速で泥流が流れる可能性があるため、河川周辺から早めに避難する必要がある。

凡例

- 十分な注意を払った上で、徒歩による避難が可能な区域
- 事前の避難または建物内での垂直避難が必要な区域
- 事前の避難が必要な区域

(3) 降灰、小さな噴石

降灰及び小さな噴石については、避難対象エリアを設定しないが、大規模な降灰により停電、断水が生じ、物資の供給が困難であると判断した場合、避難が必要となる区域を噴火の推移や社会的影響等を総合的に判断し、火山専門家の助言を受け避難対象エリアの設定を判断する。

(4) 降灰後土石流

降灰の堆積深が10cm以上の範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき指定された土砂災害警戒区域を避難対象エリアとする。

なお、噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、市に対し土砂災害緊急情報(降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報)が通知されるため、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとする。

2 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等のとるべき行動を5段階に区分した指標である（表3参照）。富士山を含め、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火予報・噴火警報に含めて発表する。

また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階においては、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、噴火警戒レベル2の発表はしないこととしている。

表3 <富士山の噴火警戒レベル>

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)		火山活動の状況	住民等の行動及び 入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及び それよりの火口側	5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している
			4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		火口周辺	2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
予報	噴火予報	火口内等	1	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは、実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

第3節 噴火シナリオ

噴火前から火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、市計画に合わせた噴火シナリオを表4のとおり作成し、噴火シナリオを基に避難対策等の検討を行った。

なお、本シナリオは、噴火レベルが順次引き上げられ噴火に至ることを想定したものであるが、実災害においては、様々なパターンで噴火に至る可能性がある。

表4 <噴火シナリオ>

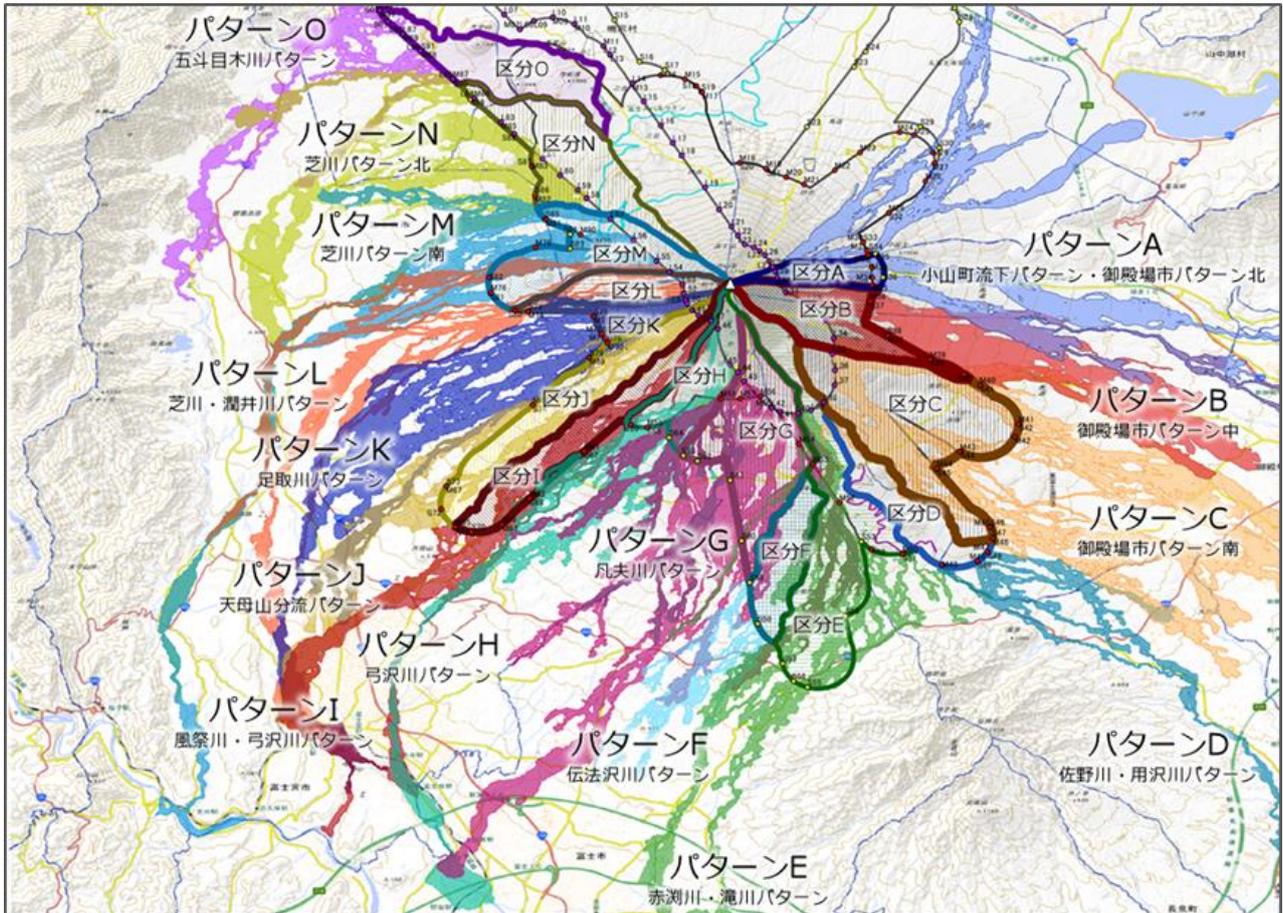
噴火警戒レベル	解除情報 (臨時)	3	4	5	噴火後		
噴火までの推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前		噴火直前		噴火の発生～終息まで		
宝永噴火時の推移 (歴史上唯一の参考例)	噴火前十数日		噴火前日	噴火前日～直前	15日間	降灰後～数十年	
基本的な 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制 自主的な分散避難の呼び掛け 避難場所開設準備 情報伝達方法確認 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部設置(レベル3) 災害対策本部設置(レベル4) 入山規制 警戒区域の設定 避難場所等設置(状況に応じて順次拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地殻変動と地震活動 有感地震が多発 広域的な揺れが発生 		<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火の発生 大規模な溶岩流の流下 	<ul style="list-style-type: none"> 降灰後～数十年 降灰後土石流の発生 	
社会情勢	報道の過熱		報道関係者が増加		応援部隊・ボランティアの活動本格化		
	地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生		物流の停滞・物資不足		通信の混乱・不確実な情報の増大(デマ情報等)		
	観光客等の減少						
避難対象エリア	解除情報 (臨時)	住民の避難対応			避難先	手段	
第1次		避難(全方位)	⇒	⇒	⇒	富士根北小学校	
第2次		避難準備	避難(全方位)	⇒		第3次避難対象エリアより外側の避難場所	車両
第3次 (避難行動要支援者)		—	避難(全方位)	⇒			
第3次	自主的な分散避難の実施	—	避難準備	⇒	噴火発生	避難	溶岩流の流れに対し直行方向にある最寄りの避難場所
第4次		—	避難準備	⇒	避難(流下パターン)	開設している避難場所又は広域避難	原則徒歩
第5次		—	—	—			
第6次		—	—	—			
融雪型火山泥流 事前避難対象区域		避難準備	避難(全方位)	⇒	⇒	第3次避難対象エリアより外側の避難場所	車両

第4節 溶岩流流下パターン

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されことから、県が、想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた溶岩流の「流下パターン」を作成した。流下パターンとパターン別に想定される火口範囲を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。流下パターンは図3、流下パターン別のドリルマップ整理表は表5、想定火口範囲の区分は図4のとおり。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

図3 <流下パターン>

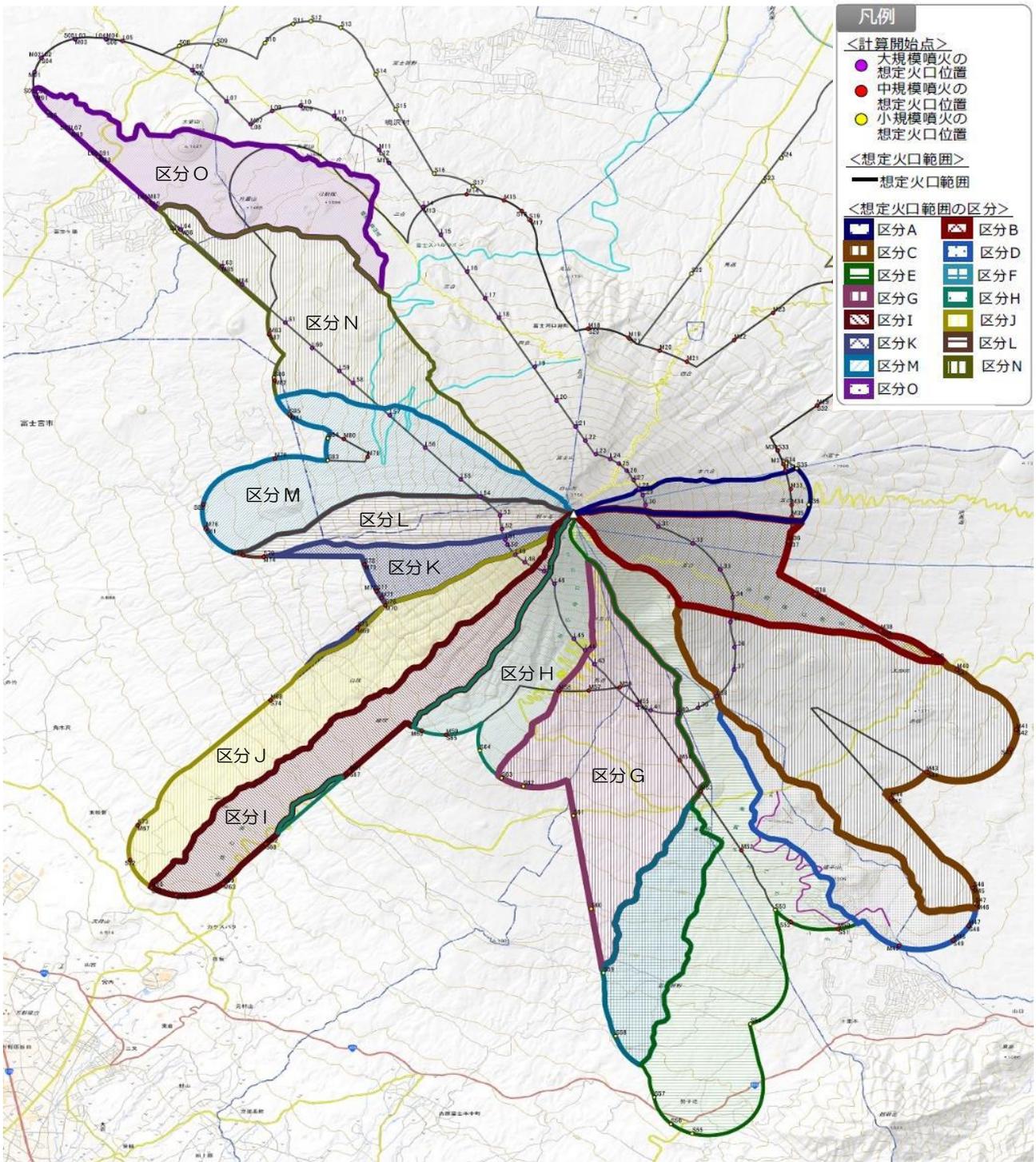


凡例		
<計算開始点>		
● 大規模噴火の想定火口位置	● 中規模噴火の想定火口位置	
● 小規模噴火の想定火口位置		
<溶岩流流下パターン (24時間到達範囲)>		
● 流下パターンA	● 流下パターンB	
● 流下パターンD	● 流下パターンE	
● 流下パターンG	● 流下パターンH	
● 流下パターンJ	● 流下パターンK	
● 流下パターンM	● 流下パターンN	
● 流下パターンC	● 流下パターンF	
● 流下パターンI	● 流下パターンL	
● 流下パターンO		
<想定火口範囲の区分>		
■ 区分A	■ 区分B	■ 区分C
■ 区分D	■ 区分E	■ 区分F
■ 区分G	■ 区分H	■ 区分I
■ 区分J	■ 区分K	■ 区分L
■ 区分M	■ 区分N	■ 区分O

表5 <流下パターン別のドリルマップ整理表>

流下パターンの名称		溶岩流ドリルマップ番号			説明
記号	通称	大規模 (L)	中規模 (M)	小規模 (S)	
G	凡夫川 パターン	40~43	53~58	60~63	山頂より南側（富士市、裾野市及び御殿場市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。主に不動沢や砂沢（凡夫川）を通過して富士市街地の西側地区に流下するパターン。
H	弓沢川 パターン	44~46	59、60	64~66	山頂より南南西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。弓沢川から主に富士宮市の南側地区に流下し、潤井川を通過して24時間以内に富士市に到達する可能性がある。
I	風祭川・弓沢川 パターン	47	61~65	67~71	山頂より南西側（富士宮市）の最も市街地に近い想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。二子山の南側を流下し、風祭川及び弓沢川から潤井川を通過して、24時間以内に富士宮市の中心部が最も影響を受ける可能性がある。
J	天母山分流 パターン	48、49	66~68	72~74	山頂より南西側（富士宮市）の最も市街地に近い想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。天母山より山頂側で噴火した場合は、天母山で分流し、風祭川などを通過して、24時間以内に富士宮市の中心部が最も影響を受ける可能性がある。
K	足取川 パターン	50、51	69~73	75~78	山頂より西南西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。足取川から潤井川に流れ込む可能性がある。
L	芝川・潤井川 パターン	52~54	74、75	79、80	山頂より西側（大沢崩れ付近）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。芝川と潤井川に流れ込み、芝川をさらに流下して富士川に流れ込む可能性がある。
M	芝川 パターン南	55~57	76~82	81~85	山頂より西~西北西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。芝川から富士川に流れ込むパターンのうち南側周りで流下する可能性がある。
N	芝川 パターン北	58~64	83~86	86~90	山頂より北西側（富士宮市及び鳴沢村）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。芝川から富士川に流れ込むパターンのうち北側周りで流下する可能性がある。
O	五斗目木川 パターン	65~69	87~91	91、92	山頂より北西側（富士河口湖町及び鳴沢村）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。五斗目木川に流れ込む可能性がある。

図4 <想定火口範囲の区分>



第2章 事前対策

第1節 防災体制

1 市の体制

職員の配備体制は、表6のほか、富士宮市職員参集基準によるものとする。

表6 <職員の配備体制>

噴火警戒レベル等の情報	市の体制
レベル1 火山の状況に関する解説情報（臨時）	事前配備体制
レベル3	第1次配備体制（警戒本部設置）
レベル4、レベル5	第2次配備体制（災害対策本部設置）
噴火後	第2次配備体制

2 国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

市は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第2節 避難のための事前対策

1 避難対象エリアごとの避難開始時期

大きな噴石、火砕流（火砕サージ）及び融雪型火山泥流は、避難までの時間的猶予がないこと及び生命への危険性が高いことから、噴火前の段階で、これらの影響範囲内から立ち退く必要がある。そのため、第1次、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の事前避難対象区域は噴火前の避難とし、また、避難に時間を要する第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者についても噴火前の避難とする。なお、第3次から第6次避難対象エリアまでは、噴火後の避難でも対応が可能であるため、噴火後の避難とする。避難対象エリアごとの避難開始時期は表7のとおりとする。

表7 <避難対象エリアごとの避難開始時期>

避難対象エリア	避難時期	対象人口（世帯数）	避難先	手段
第1次	噴火前	221（94）	富士根北小学校	車両
第2次		11,790 （5,240）	第3次避難対象エリアより外側の 避難場所	
第3次 （避難行動要支援者）		7,621 （6,057）		
第3次	噴火後	62,379 （26,290）	溶岩流に対して直行方向にある最 寄りの避難場所	原則徒歩
第4次		32,537 （14,547）	開設している避難場所 又は広域避難	
第5次		4,392 （1,951）		
第6次		0（0）		
融雪型火山泥流 事前避難対象区域	噴火前 （積雪期）	調査中	第3次避難対象エリアより外側の 避難場所	車両

2 噴火警戒レベルと避難指示発令の基準

避難対象エリアごとに、噴火警戒レベルに応じて避難指示を発令する。避難指示の発令基準は表8のとおりとする。

表8 <避難指示の発令基準>

噴火警戒レベル	避難情報	避難対象区域	避難対象者
レベル3	避難指示	第1次避難対象エリア	全住民
レベル4	避難指示	第2次避難対象エリア	全住民
		第3次避難対象エリア	避難行動要支援者
		融雪型火山泥流事前避難対象区域	全住民
噴火開始直後	避難指示	第3次避難対象エリア	全住民
噴火状況判明後	避難指示	影響範囲	影響範囲ごとに判断

3 避難対象区域

市は、噴火状況判明後避難の対象区域について、ハザードマップ及び流下パターンを基に、避難対象エリア別に、主に自主防災会（区）を単位とした避難対象区域を設定し、世帯数、人口を整理する。

4 避難先の選定及び開設準備

避難先の選定に当たっては、避難する際の渋滞を防止する観点から、避難先は溶岩流の到達までに時間的猶予があることを踏まえ避難先を選定する。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、避難場所の開設準備に着手し、噴火警戒レベルに応じて、速やかに開設する。

その際に開設する避難場所及び開設の基準は表9のとおりとする。

表9 <避難場所及び開設の基準>

開設する避難先	開設基準
第3次避難対象エリアより外側の避難場所	噴火警戒レベル3の発表
	噴火警戒レベル4の発表

噴火発生後に避難を開始する避難者を受け入れる避難場所は、影響範囲を見極めた上で決定することとする。

また、噴火の規模により避難対象者数が市内の噴火影響範囲外にある避難場所の受け入れ可能人数を超過する場合、市外への広域避難を行う。

第3節 情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

富士山の噴火に関しては、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、市は、迅速かつ適切に情報収集し、関係機関及び住民等に対し情報の伝達を行う。

1 火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表10のとおり。

表10 <火山に関する情報収集>

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方整備局

2 情報伝達及び広報手段

(1) 情報伝達

市は、避難指示を発令する場合は、表 11 のとおり防災行政無線等による情報伝達を行う。

表 11 <広報(案)文>

区分	放送文
噴火警戒レベル 3	<p>現在、富士山に噴火警戒レベル3が発表されました。</p> <p>第1次避難対象エリアにお住まいの方に、避難指示を発令します。</p> <p>対象区域は〇〇区です。</p> <p>対象区域にお住まいの方は、避難場所へ避難してください。</p> <p>開設する避難場所は、〇〇です。</p> <p>また、その他の区域にお住まいの、避難行動要支援者の方は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。</p>
噴火警戒レベル 4	<p>現在、富士山に噴火警戒レベル4が発表されました。</p> <p>第2次避難対象エリアにお住まいの方に、避難指示を発令します。</p> <p>対象区域は、〇〇区、〇〇区・・・です。</p> <p>対象区域にお住いの方は、避難場所へ避難してください。</p> <p>開設する避難場所は、〇〇、〇〇・・・です。</p> <p>第3次避難対象エリアにお住いの、避難行動要支援者の方は、富士山から離れた避難場所に避難を開始してください。</p> <p>また、その他の区域にお住まいの方は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。</p>
噴火警戒レベル 5	<p>現在、富士山に噴火警戒レベル5が発表されました。</p> <p>第4次避難対象エリアにお住いの、避難行動要支援者の方は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。</p>
噴火開始直後	<p>富士山で噴火が発生しました。</p> <p>第3次避難対象エリアにお住いの方は、直ちに安全な場所に避難してください。</p> <p>溶岩が流れてきた場合には、溶岩流から離れる方向に避難してください。</p>
噴火状況判明後	<p>富士山の噴火に伴い、溶岩流の到達が予測される区域に対し、避難指示を発令します。</p> <p>対象区域は、〇〇区、〇〇区・・・です。</p> <p>開設している避難場所は、〇〇、〇〇・・・です。</p> <p>溶岩が流れてきた場合には、溶岩流から離れる方向に避難してください。</p>
避難指示解除	<p>市役所から避難指示の解除についてお知らせいたします。</p> <p>富士山の噴火に伴い、避難指示を発令していた区域について、安全が確認できた(一部の)区域の避難指示を解除します。</p> <p>避難指示を解除する対象区域は、〇〇区、〇〇区・・・です。</p> <p>また、避難指示解除により、(一部の)避難場所を閉鎖します。</p> <p>閉鎖する避難場所は、〇〇、〇〇・・・です。</p>

※1 冒頭及び最後に「こちらは 広報ふじのみやです。」を付ける。

※2 訓練時には「これは訓練です。」と2回繰り返した後、情報伝達を行う。

(2) 各段階における情報伝達、広報項目

市が、各段階において情報伝達、広報を行う項目は表 12 のとおり。

表 12 <情報伝達・広報項目>

実施時期	項目
噴火警戒レベル 1 火山活動に異常が認められ「火山の状況に関する解説情報」が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報」等の伝達
噴火警戒レベル 1 解説情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋組合等への「解説情報（臨時）」等の伝達及び五合目から上に滞在する登山者へ下山指示 自主的な分散避難の呼び掛け 避難及び避難時の持出品の準備 落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等
噴火警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 第 1 次避難対象エリアへの入山規制 第 2 次避難対象エリア及び第 3 次避難対象エリア内の避難行動要支援者に対する避難準備の呼び掛け 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令） 来域者への帰宅の呼び掛け
噴火警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 第 3 次避難対象エリア内の避難行動要支援者に対する避難指示の伝達 第 2 次避難対象エリアへの入山規制 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令）
噴火警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次避難対象エリアに対する避難準備の呼び掛け 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令）
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 第 3 次避難対象エリアの必要な範囲への入山規制
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じ、第 4 次～第 6 次避難対象エリアの影響範囲に対し避難指示の伝達 溶岩流の流下先等の必要なエリアへの入山規制 市内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令） 火山活動の状況に応じ、第 3 次避難対象エリアの影響外区域に対し避難指示の解除 噴火に伴う現象による被害の発生状況、道路不通箇所等 噴火現象の推移、被災地における各種応急活動、各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し、公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し、住民や事業者に対する支援事業等 避難者収容状況、災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法等

(3) 情報伝達・広報手段

市は、表 13 に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達、広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ウェブサイト等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表 13 <情報伝達・広報手段>

防災行政無線	市ウェブサイト
広報車	SNS (LINE、X (旧 Twitter) 等)
緊急速報メール	ラジオF
市メールサービス	L アラート
電話、FAX	各報道機関

3 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討する。

第4節 医療機関・福祉介護施設の避難行動要支援者等への避難支援

1 入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

2 通院・通所型の施設

通院・通所型の施設においては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。避難行動要支援者等の避難開始基準は表14のとおり。

表14 <避難行動要支援者等の避難開始基準>

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5（噴火前）	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、避難指示が発令された場合、速やかに避難を開始する。

市は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが3へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

なお、避難先で一般の避難住民と同一の避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

第6節 児童関連施設及び学校施設の避難対策

市内の全ての児童関連施設及び学校施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で、原則として速やかに休校等の措置を行う。学校施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法や、立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討する。検討すべき点は以下のとおり。

検討事項

- (1) 避難に当たっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- (2) 当該学区内の今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）
- (3) 突発的な噴火発生により引き渡しに間に合わない際の緊急安全確保

- (4) 緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）
- (5) 一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先へ避難する時期
- (6) 児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- (7) 授業等の再開の時期（当該施設が避難所に指定されている場合）
- (8) 引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、市や県から出される情報を確認し、表 15 に従って速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

表 15 <突発噴火の場合の避難対象エリアごとの行動一覧表>

避難対象エリア	学校の対応	児童・生徒等への対応
第2次	休校	第2次避難対象エリアからの離脱（緊急安全確保）
第3次		溶岩流の直交方向にある避難場所へ避難
第4次		下校措置又は保護者への引き渡し（火口位置によっては避難場所への避難）
第5次・第6次・エリア外		下校措置又は保護者への引き渡し

このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう以下の事項に留意する。

留意事項

- (1) 溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合、落ち着いて近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難
- (2) 溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保
- (3) 屋外に出て溶岩流からの立ち退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保
- (4) 降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
- (5) 呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

第7節 観光客・登山者等への避難支援

観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることにする。

開山期は、マイカー規制のため、自家用車が使用できず下山までに時間を要する可能性があることを考慮し、噴火警戒レベル1の場合において「解説情報（臨時）」が発表された時点で、市長は五合目から上の登山者に対して下山指示を発する。

さらには、第4次避難対象エリア内までの観光客等に対しては、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で、帰宅を呼び掛ける。観光客・登山者等の避難（帰宅）時期は表16のとおり。

表 16 <観光客・登山者等の避難（帰宅）時期>

実施時期	属性	
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	登山者	登山規制（下山指示） 五合目から上の登山者に限る
噴火警戒レベル3	登山者・観光客・別荘利用者・来域者	入山規制の実施、帰宅の呼び掛け

第8節 入山規制

市は、表17に基づき噴火警戒レベルに応じて入山規制を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置等により人が立入らないよう交通規制を行い、第3次避難対象エリアから外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行うことも検討する。

表17 <入山規制エリア>

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次及び第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

第9節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号及び協議会の統一基準（表18）に基づき、対象となる施設を避難促進施設として指定する。

2 避難確保計画作成の支援

市は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法を定めるなど、避難確保計画の作成を求め、その支援にあたる。特に、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等を行う。

表18 <避難対象エリア別の避難促進施設に指定すべき対象施設>

避難対象エリア	対象となる施設	施設の例
第1次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項に該当する全ての施設 ・ 施行令第1条第2項に該当する全ての施設 	宿泊施設、観光施設など 学校・児童関連施設、社会福祉施設、医療施設など
第2次避難対象エリア 及び 融雪型火山泥流による 影響想定範囲のうち事 前の避難が必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設※ ・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設 	宿泊施設、観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設
第3次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設 	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設
第4次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第2項第1号及び第7号に該当する施設 	学校・児童関連施設

※ 大規模な集客施設とは消防法施行令第4条の2の2第1項に規定される施設の規模（収容人員が300人以上のもの）を参考とする。

第10節 防災啓発と訓練

1 防災啓発及び防災教育

(1) 富士宮市富士山火山避難行動マップの作成、配布

市は、富士山噴火の際に、住んでいる場所にどのような火山現象（溶岩流、火砕流、噴石）が及ぶのかを市民に周知するため、地区ごとの噴火前後の避難行動を記載した富士山火山避難行動マップを作成し、全世帯に配布する。

(2) 富士山火山防災に関する啓発

市は、出前講座等を通じて、住民自身が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できるよう、円滑な避難を実現するために必要となる「徒歩避難」や地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」、火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」等テーマを絞り込み、踏み込んだ周知啓発を行うことで市民の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

(3) 学校での防災教育

市教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行うとともに、授業の一環として、児童・生徒等を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムの導入を検討する。

また、市は、県や静岡地方気象台と連携、協力し、学校での出前講座の実施、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

2 防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、市や協議会、防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画を熟知しておくことが重要である。市は、協議会と共に図上訓練や住民の避難訓練等を通じて関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

住民の避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる地域の住民や事業者等が共に参加することが望ましく、防災関係機関をはじめ、自主防災会等にも協力を求め実施を検討する。

3 降灰に備えた備蓄品の確保

断水や道路障害による物流の停滞が生じる等により、物資が不足する事態に備え、当面生活が維持できるよう、各家庭で1週間程度の飲料水、食料及び携帯トイレの備蓄を推奨する。

社会福祉施設等においては、医薬品、食料品、飲料水等に加え、エアフィルター等の空調関連物品の備蓄も必要となる。

第1節 噴火現象別の避難の基本的な考え方

1 溶岩流等（大きな噴石、火砕流）からの避難

溶岩流等からの避難は、市内での避難を基本とし、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報とハザードマップを参考に、避難対象エリアと噴火警戒レベルに応じた段階的な避難を行う。

なお、流下方向や流出規模等の状況によっては市外への広域避難（※広域避難については第3章第8節参照）を実施するものとする。

2 溶岩流等以外の噴火現象からの避難

(1) 融雪型火山泥流

事前避難対象区域では、積雪量を把握した上で、噴火前に立退き避難を行う。

それ以外の避難対象エリアでは、火口位置や積雪の状況により避難が必要な場合は、垂直避難又は高所や高台、近隣の堅牢な建物に避難する。

(2) 降灰

現象が確認された時点で、原則として自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物への屋内退避とする。

大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれることから、多くの住民に影響範囲外へ避難させることよりも、道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

ただし、断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況等様々な要件を総合的に判断し、避難を実施する。

(3) 降灰後土石流

基本的に土砂災害と同様の避難対応を実施し、土砂災害に対して避難情報が発令された場合、開設された避難場所へ避難する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると、通常の土砂災害に対して開設された避難場所に危険が及ぶ可能性も否定できないため、避難指示を発する際、市は最新の情報に注意する。

(4) 小さな噴石

飛来が確認された時点で速やかに屋内退避とする。

なお、火災が発生し、退避している場所まで延焼する可能性がある場合、避難の必要があるが、その際の車両の使用は、視界不良、走行不能、フロントガラスの損傷などのリスクがあるため、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用の上、徒歩により避難する必要がある。

第2節 噴火前の自主的な分散避難

市は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、車両による避難を希望し、親族、知人宅、遠方の宿泊施設等へ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で、自主的な分散避難を積極的に呼び掛ける。

第3節 避難指示の発令

1 溶岩流等

市は、溶岩流等からの避難のうち、第1次から第3次避難対象エリアについては、噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難の指示を発令し、住民は避難場所への避難を開始する。第4次から第6次避難対象エリアまでの避難対象区域については、流下パターン及び国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップにより、噴火開始後に火口位置や溶岩流の流下方向に応じて避難対象区域及び避難先を決定し、段階的に避難指示を発令する。

第1次から第3次避難対象エリアまでの避難指示の発令のタイミング及び避難対象区域は表19のとおり。

表19 <第1次から第3次避難対象エリアまでにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域>

避難対象 エリア	避難指示の発令 タイミング	避難情報	避難対象区域
第1次	噴火警戒レベル3	避難指示	山宮1区2町内 94世帯 221人
第2次	噴火警戒レベル4		万野2区3・4町内、万野3区6町内、万野4区4町内、宮原1区、外神東区、宮原区2・4・6・9町内、外神区1・2町内、粟倉3区、北山3区、北山4区、山宮1区1・3町内、山宮2区、山宮3区、山宮4区、上井出区、人穴区1・2・4・5町内、根原区、富士丘区 5,240世帯 11,790人
第3次 (避難行動 要支援者)			日の出区、瑞穂区、大和区、咲花区、阿幸地区、富士見ヶ丘区、山本区、源道寺区、常磐区、浅間区、神田区、木の花区、城山区、高嶺区、宮本区、琴平区、三園平区、二の宮区、ひばりが丘区、万野1区、万野2区1・2町内、万野3区1・2・3・4・5・7町内、万野4区2・3町内、万野希望区、神立区、松山区、羽衣区、貴船区、神賀区、福地区、宮原区1・3・7・8町内、淀師区、淀橋区、大中里区、青木区、外神区3・4・5・6・7・8町内、小泉1区、小泉5区、小泉6区、上小泉区、大岩2区、大岩3区、粟倉1区、粟倉2区、舟久保区、粟倉南区、上条上区、上条下区、精進川上区、馬見塚区、北山1区、北山2区、芝山区、狩宿区 32,347世帯 70,000人
第3次	噴火開始直後		

第4次から第5次避難対象エリアの避難指示の発令順位及び避難対象区域は表20のとおり。

発令順位1の区域は、火口位置が特定された時点で速やかに避難指示を発令する。発令順位2の区域は、噴火の規模により、溶岩流が到達する可能性がある判断された段階で避難指示を発令する。

ただし、火口位置等の噴火状況が判明している場合、リアルタイムハザードマップ等により、避難対象区域をさらに限定する。

表20 <第4次及び第5次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域>

流下パターン	避難情報	避難指示 発令順位	避難対象区域
パターンG (凡夫川)	避難指示	1	田中区、黒田区、高原区、高原1区、小泉3区、小泉4区、大岩1区、杉田1区、杉田2区、杉田3区、杉田4区、杉田5区、杉田6区、村山1区、村山2区、村山3区、粟倉4区 7,591世帯 17,092人
		2	なし
パターンH (弓沢川)	避難指示	1	田中区、黒田区、高原区、高原1区、小泉2区、小泉4区、大岩1区、村山1区、村山2区、粟倉4区 5,519世帯 12,355人
		2	なし
パターンI (風祭川・弓沢川)	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、高原1区、小泉2区、小泉3区、小泉4区、下羽鮒区 8,896世帯 19,615人
		2	貫戸区、沼久保区 258世帯 635人
パターンJ (天母山分流)	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、小泉2区、下羽鮒区 6,175世帯 13,460人
		2	貫戸区、沼久保区 258世帯 635人
パターンK (足取川)	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、高原1区、小泉2区、人穴区3町内 6,760世帯 14,808人
		2	貫戸区、沼久保区 258世帯 635人
パターンL (芝川・潤井川)	避難指示	1	神田川区、田中区、黒田区、野中1区、野中2区、野中3区、星山1区、高原区、小泉2区、精進川下区、人穴区3町内、西山区、大久保区、長貴区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区(山の手含む)、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 8,850世帯 19,721人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、下条上区、下条下区、内房2区 1,951世帯 4,392人
パターンM (芝川南)	避難指示	1	星山1区、精進川下区、人穴区3町内、西山区、大久保区、長貴区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区(山の手含む)、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 3,106世帯 7,084人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、下条上区、下条下区、内房2区 1,951世帯 4,392人
パターンN (芝川北)	避難指示	1	星山1区、精進川下区、人穴区3町内、西山区、大久保区、長貴区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区(山の手含む)、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 3,106世帯 7,084人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、下条上区、下条下区、内房2区 1,951世帯 4,392人
パターンO (五斗目木川)	避難指示	1	精進川下区、人穴区3町内、猪之頭区、麓区、西山区、大久保区、長貴区、上羽鮒区、下羽鮒区、大鹿窪区(山の手含む)、猫沢区、上柚野区、下柚野区、鳥並区、内房3区、内房4区 3,191世帯 7,357人
		2	貫戸区、原区、内野区、半野区、沼久保区、内房2区 1,095世帯 2,516人

2 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流については、積雪の状況に応じ、事前避難対象区域で噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難指示を発令する。その他の避難対象エリアは、噴火開始後に火口位置により避難指示の発令区域を決定する。

3 その他の噴火現象

(1) 降灰後土石流

富士宮市避難情報等の判断・伝達マニュアルの「土砂災害警戒情報発表時の配備体制等」と同様の基準で避難情報を発令する。

なお、国土交通省が行う緊急調査が実施された場合、その結果により通知される土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難情報発令の判断基準を変更する。

(2) 降灰、小さな噴石

降灰及び小さな噴石については避難情報を発令しない。

第4節 避難場所等の開設及び避難誘導

1 避難先及び対象者数

第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリアまでの自主防災会（区）の避難先及び避難対象者数は表21のとおり。

表21 <第1次から第3次避難対象エリアの避難先及び避難対象者数>

避難対象エリア	地区	一般住民		避難行動要支援者		避難先
		世帯数	人数	世帯数	人数	
第1次	山宮1区2町内	73	194	21	27	・一般住民及び避難行動要支援者 富士根北小学校
第2次	万野2区3・4町内	371	1,060	71	86	・一般住民及び避難行動要支援者 第3次避難対象エリアより外側の避難場所
	万野3区6町内	195	537	29	41	
	万野4区4町内	96	223	19	25	
	宮原1区	420	948	68	85	
	外神東区	273	692	56	76	
	宮原区 2・4・6・9町内	386	1,047	114	156	
	外神区1・2町内	124	348	42	54	
	粟倉3区	35	104	6	8	
	北山3区	478	1,236	122	154	
	北山4区	97	165	26	29	
	山宮1区1・3町内	178	492	38	49	
	山宮2区	334	786	87	109	
	山宮3区	87	203	29	33	
	山宮4区	429	1,011	91	114	
	上井出区	542	1,201	166	197	
	人穴区1・2・4・5町内	111	296	26	34	
	根原区	19	39	7	10	
富士丘区	58	127	10	15		
第3次	日の出区	137	319	43	53	・一般住民 溶岩流の流れに対して直交方向にある最寄りの避難場所
	瑞穂区	118	300	54	69	
	大和区	492	1,134	82	112	
	咲花区	138	358	46	56	
	阿幸地区	1,159	2,770	286	364	・避難行動要支援者 第3次避難対象エリアより外側の避難場所
	富士見ヶ丘区	712	1,675	182	228	
	山本区	428	1,050	109	146	
	源道寺区	394	965	96	120	

常磐区	237	540	74	88
浅間区	286	655	115	141
神田区	148	282	49	66
木の花区	561	1,269	141	182
城山区	394	919	125	162
高嶺区	89	172	37	51
宮本区	90	229	40	46
琴平区	506	1,081	124	160
三園平区	939	1,617	124	162
二の宮区	562	1,326	164	208
ひばりが丘区	311	715	86	110
万野1区	1,426	3,019	170	211
万野2区1・2町内	416	1,160	94	123
万野3区1・2・3・ 4・5・7町内	1,155	2,878	153	191
万野4区2・3町内	143	411	84	119
万野希望区	92	178	64	68
神立区	117	279	48	53
松山区	71	178	36	43
羽衣区	249	566	89	110
貴船区	449	956	148	185
神賀区	127	292	31	38
福地区	115	303	44	55
宮原区1・3・7・8 町内	505	1,353	114	153
淀師区	2,334	5,855	450	556
淀橋区	865	2,097	216	279
大中里区	2,107	4,597		
青木区	700	1,683		
外神区3・4・5・6・ 7・8町内	409	1,157	128	168
小泉1区	1,698	4,075	409	522
小泉5区	839	1,996	141	181
小泉6区	353	889	75	96
上小泉区	1,652	4,241	281	358
大岩2区	568	1,201	68	83
大岩3区	1,388	3,327	236	278
粟倉1区	103	281	34	40
粟倉2区	101	272	51	57
舟久保区	542	1,088	148	188

栗倉南区	294	588	42	54
上条上区	284	674	70	85
上条下区	277	615	44	60
精進川上区	148	357	89	102
馬見塚区	151	397	49	60
北山1区	425	1,067	101	121
北山2区	340	861	96	119
芝山区	76	201	26	30
狩宿区	42	121	17	18

第4次避難対象エリア及び第5次避難対象エリアの避難先は、市内の他の避難場所若しくは広域避難とし、避難開始時期や避難対象区域は噴火の状況により判断する。

2 避難場所等の開設

避難場所等の開設は、避難場所の属する地区担当班職員が、施設管理者及び避難を実施する自主防災会とともに、避難者名簿を作成し避難者を把握する。なお、親戚、知人等の元に避難する住民については、避難先及び連絡先を各自自主防災会に報告する。

噴火が発生しないまま避難生活が長期化することが見込まれる場合は、市は、ホテル等への避難の変更を検討する。

3 駐車場の確保

避難の際には多数の車両により避難場所の駐車スペースが不足するおそれがある。

市は、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討する等、駐車スペースの確保に努める。

4 福祉避難所の開設

市は、避難場所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

第5節 避難手段及び避難経路の設定

1 避難手段

溶岩流等からの避難は、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、自主的な分散避難を含む噴火前避難や、避難行動要支援者は車両での避難とし、それ以外の一般住民は徒歩による避難を原則とした。

なお、車両等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、市は、協定締結事業者に車両の派遣を要請する。

広域避難となった場合、広域避難者は、一時集結地（避難場所等）へ徒歩又は車両等で集結し、市が手配する車両で受け入れ市町村の避難所に移動する。

2 避難経路の設定

噴火による避難は、徒歩による避難を原則としているが、避難行動要支援者の避難等、車両を使った避難が必要な場合には、危険の少ない避難ルートをあらかじめ決めておく。

第6節 災害対策基本法に基づく警戒区域

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、富士宮市地域防災計画共通対策編富士山火山防災計画第3章第2節第2「警戒区域の設定」により実施するものとする。

併せて市は、警戒区域が設定されたことを市全域に広報する等、適切に情報提供を行う。

2 警戒区域内の防犯対策

市は、警戒区域内での犯罪の発生を抑止し、地域の安全、避難者の安心を確保するため、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

第7節 避難路等の堆積物の除去

1 除灰等に係る対応

道路上に火山灰がおおよそ3cm以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路（以下「避難路等」という。）が通行不能となるおそれがある（図5参照）。このため、市は、道路管理者と共に、平常時より気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制、作業開始のタイミング等を検討し、道路管理者は、避難車両、緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。

また、市は、噴火発生後、火山灰の堆積状況に応じて県へ避難路等の降灰堆積状況の報告、除灰、障害物除去等の要請を行う。道路への影響が生じる降灰堆積厚は図5のとおり。

図5 <道路への影響が生じる降灰堆積厚>

【降灰の影響が生じた事例】

●通行不能

7.5cm

高速道路完全閉鎖5日間。市内の道路は速度制限。（セントヘレンズ1980）

2cm

宮崎県都市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。（霧島山2011）

1.3cm

市内交通規制5日間。速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が麻痺。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）

7～8mm

堆積厚7～8mmの火山灰、軽石が降下。南岳から北西方15～20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。（桜島1995）

6mm

高速道路の完全閉鎖2日間。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）

1.3mm

市内交通規制5日間。速度制限。定期便の運行を見合わせ。（セントヘレンズ1980）

●徐行運転（1～2mm）

約1～2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車はノロノロ運転。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をはね1ヶ月のけが。（新潟焼山1974）

参考

桜島の事例によると、500g/m²（約0.5mm）以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなると緊急体制により道路の降灰除去を実施。（富士山ハザードマップ検討委員会2002）



セントヘレンズ1980噴火に伴う降灰（都市における火山灰災害の社会的影響に関するシンポジウム2003）



桜島の降灰に伴い高速道路通行止め（1995年8月25日南日本新聞朝刊）



霧島山噴火に伴う降灰の状況（2011年8月31日気象庁撮影）

2 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を、以下に示す内容によりあらかじめ策定する。

この中で、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議（協議会）において調整する。

- （1）降灰状況の把握体制
- （2）堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- （3）調達可能な除灰作業用資機材の把握
- （4）優先除灰路線の設定
- （5）人員、資機材投入パターンの検討
- （6）資機材用の燃料確保

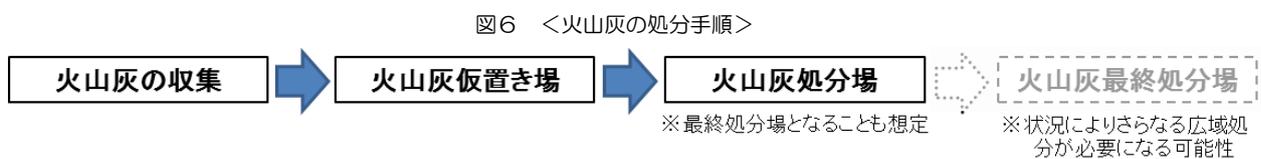
- (7) 仮置き場の設定
- (8) 輸送ルートの設定
- (9) 最終処分方法、処分場所の決定

3 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市、県及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

4 火山灰等の処分

避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図6に示す手順により処分を行う。



5 火山噴火に伴う流下物に係る対応

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流及び溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。

流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（協議会）において迂回路を検討する。

また、道路管理者は、融雪型火山泥流により避難路等に土砂等が堆積した場合に備え、堆積土砂排除の体制確立に努める。

第8節 広域避難

1 広域避難の判断・実施

市は、噴火の規模によって第4次避難対象エリアまで影響範囲が及びと判断した場合、又は市内で安全な避難場所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、県と広域避難について協議し実施する。

受入市町決定後、市は、県及び受入市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合、県は国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

2 避難先の受入れ準備

市は、広域避難の実施を判断し避難者の受入先市町が決定したのち、直ちに市職員（主に避難対象区域外の地区担当班職員）を受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所の開設準備を行う。

3 避難手段・経路

（1）避難手段

広域避難の際の避難手段は市が手配する車両で、一時集結地（避難場所等）から受入市町村の避難所に移動する。

（2）避難経路

合同会議（協議会）において指定した広域避難路を使用する。

なお、避難経路の具体的な所在地や施設名等については、県及び避難先の市町と協議の上決定する。

第1節 避難場所等の管理・運営

避難場所等の管理・運営は、原則として避難元の自主防災会等が主体となって行う。避難初期において運営体制が整わない場合、市職員（地区担当班職員）が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い円滑な避難所運営ができるよう支援する。

第2節 避難場所等の移転

噴火の状況やリアルタイムハザードマップでの予測により、開設した避難場所等に溶岩流が到達すると判断される場合、市は、避難場所等の移転を判断し、第4次避難対象エリアからエリア外で溶岩流が到達しないと判断される避難場所等を新たな避難先とし、避難者を移動させる。

その際の避難経路は、別途道路管理者と協議し決定する。

第3節 避難の長期化に備えた対策

1 避難者の健康管理

市は、保健師や DWAT、福祉ボランティア等を活用し、避難所等の巡回等で避難者の健康状態を把握し、必要な支援を実施する。

2 一時帰宅措置の対応

市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施に当たり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

一時帰宅措置を実施する際には、一時帰宅を希望する住民等を募集し、一時帰宅者名簿を作成し、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時帰宅者と常に連絡が取れるよう、携帯電話、トランシーバー等を活用し、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

3 宿泊施設等への避難の検討

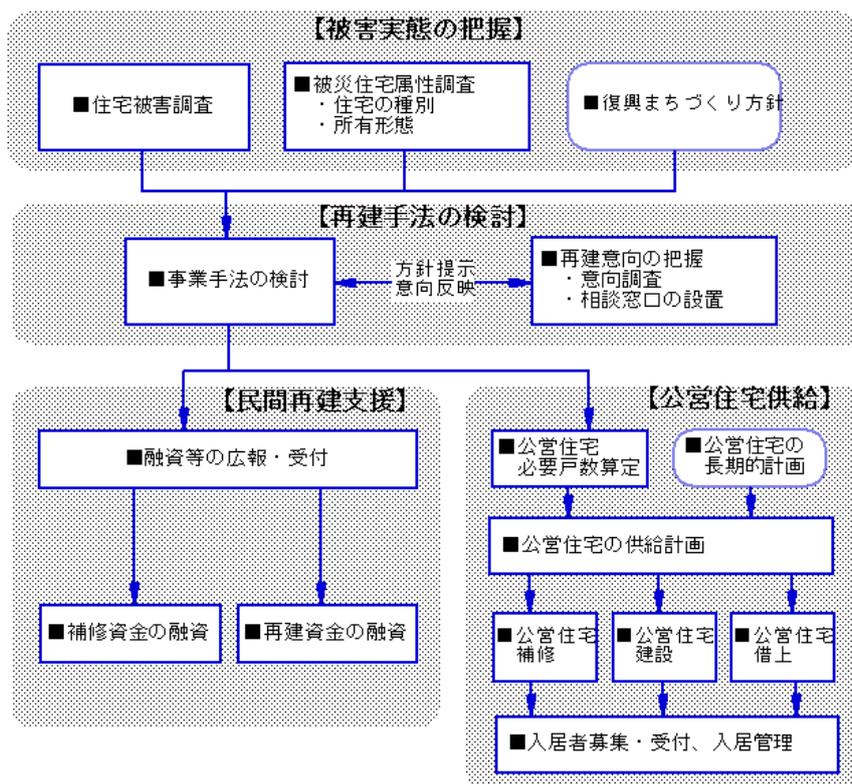
避難生活が長期化することが見込まれる場合、市は避難所に加えてホテル、旅館等の活用を検討し、避難者の負担軽減を図るよう努める。

4 被災者への住宅供給

（1）基本的な考え方

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった避難者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。住宅確保、再建支援のフローは図7のとおり。

図7 <住宅確保・再建支援フロー（例）>



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成 17 年 7 月）

（2）噴火発生後（被災後）の対応

① 応急的な住宅供給

市及び県は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、富士宮市地域防災計画に基づき応急仮設住宅を建設するほか、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。

また、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

② 恒久的な住宅供給

市は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

第4節 警戒区域、避難指示の解除等

1 警戒区域の縮小又は解除

市は、警戒区域の縮小又は解除を判断、決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、警戒区域を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

2 避難指示等の解除

市は、噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い区域における避難指示の解除を検討する。避難指示を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、避難指示を解除することを防災行政無線、メール、ラジオ等を活用し、住民等に周知するとともに、帰宅に先立ち、避難対象区域ごとに帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成し、住民等を対象とした説明会等を開催する。

富士宮市富士山火山避難計画

平成28年6月策定

平成31年1月改訂

令和4年3月改訂

令和6年3月改訂

発行 富士宮市危機管理局

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL:0544-22-1319

FAX:0544-22-1239

E-Mail :bosai@city.fujinomiya.lg.jp